

## 【別添】新旧対照表

### ( 1 ) 構造改革特別区域計画 本体

旧	新
<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は北海道石狩平野の南西部に位置し、大正 11 年 8 月 1 日の市制施行以来、近隣町村との度重なる合併・編入によって市域を拡大し、その面積は 1,121.12 ㎡と全国の都市の中で <u>3 番目</u>に広い市域面積を有する。</p> <p>また、人口は <u>187</u>万人（北海道の人口の約 3 割）であり、全国 5 番目の都市に成長している。</p> <p>産業構成は、北海道における経済的・行政的中枢機能の集積を背景として卸売り・小売、飲食店、サービス業などを主体とした第 3 次産業に傾斜し、また、国の重点的な公共投資を受け、インフラ整備を推進し域際収支のアンバランスを解消してきたため、建設業が製造業よりも割合が高いという特徴を持っている。</p> <p>(中略)</p> <p>情報通信関連産業は、今後も市場の拡大が期待され、それに<u>ともなう</u>産業規模の拡張と雇用の創出が強く期待される分野である。同産業においては、人材の質が産業の発展を左右する大きな要因となることから、国においても(株)北海道ソフトウェア技術開発機構( DEOS )等の機関を設置し人材育成に注力しているが、本市においてもそれら関係機関と連携しながら、ICT ( Information and Communication Technology ) 人材の育成に力を入れているところである。</p> <p>(中略)</p> <p>そのための対策として札幌市の中期実施計画である新まちづくり計画において「IT 関連人材育成拠点の整備」に向けた<u>取り組み</u>を進めている。</p> <p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p>サッポロバレーの特徴として、北海道内の IT 産業の約 8 割が札幌に集中し、売上高で約 <u>2,500</u> 億円、従業員数で約 <u>14,000</u> 名と国内屈指の IT 関連産業の集積地となっている点が挙げられる。</p>	<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は北海道石狩平野の南西部に位置し、大正 11 年 8 月 1 日の市制施行以来、近隣町村との度重なる合併・編入によって市域を拡大し、その面積は 1,121.12 ㎡と全国の都市の中で <u>も有数の</u>広い市域面積を有する。</p> <p>また、人口は <u>189</u>万人（北海道の人口の約 3 割）であり、全国 5 番目の都市に成長している。</p> <p>産業構成は、北海道における経済的・行政的中枢機能の集積を背景として卸売り・小売、飲食店、サービス業などを主体とした第 3 次産業に傾斜し、また、国の重点的な公共投資を受け、インフラ整備を推進し域際収支のアンバランスを解消してきたため、建設業が製造業よりも割合が高いという特徴を持っている。</p> <p>(中略)</p> <p>情報通信関連産業は、今後も市場の拡大が期待され、それに<u>伴う</u>産業規模の拡張と雇用の創出が強く期待される分野である。同産業においては、人材の質が産業の発展を左右する大きな要因となることから、国においても(株)北海道ソフトウェア技術開発機構( DEOS )等の機関を設置し人材育成に注力しているが、本市においてもそれら関係機関と連携しながら、ICT ( Information and Communication Technology ) 人材の育成に力を入れているところである。</p> <p>(中略)</p> <p>そのための対策として札幌市の中期実施計画である新まちづくり計画において「IT 関連人材育成拠点の整備」に向けた<u>取り組み</u>を進めている。</p> <p><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p>サッポロバレーの特徴として、北海道内の IT 産業の約 8 割が札幌に集中し、売上高で約 <u>2,800</u> 億円、従業員数で約 <u>14,300</u> 名と国内屈指の IT 関連産業の集積地となっている点が挙げられる。</p>

このような現状の下、札幌市では構造改革特別区域計画を活用することによって、高度 ICT 人材の育成を支援すると共にそれにいたる環境を整備することによって、もともと有している技術的・集積的アドバンテージをさらに伸ばし、高度 ICT 人材の排出、活用、雇用に結びつけることが期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市が目標とする高度 ICT 人材を育成するためには段階的に ICT 人材の育成を実施する必要があり、本計画を実施することにより、高度 ICT 人材となり得る人材の裾野の拡大が可能である。

具体的には情報処理技術者試験の中で初級レベルに位置づけられる基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業に対する特例措置を講ずる。

北海道は情報処理技術者試験において受験者数の 76%が基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験受験者で、全国平均が 68%であることから全国に比べ初級の情報処理技術者試験のニーズが高いといえるが、合格者数は全都道府県中 9 位であり人口の規模からいってこの結果は決して高いものではない。

高度 ICT 人材を多数創出するためにはその裾野を広げる必要があることから、基本情報技術者試験と初級システムアドミニストレータ試験を、より受験しやすい環境を整え、初級の情報処理技術者試験の合格数を増やすことによって、次のステップを目指す高度 ICT 人材予備軍を排出させ、これら人材を段階的に育成し、高度 ICT 人材へと結びつけることによって、市内 IT 企業に技術的・経済的付加価値を付けることが期待できる。

## 8 特定事業の名称

該当番号	事業名
1131 (1143)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

このような現状の下、札幌市では構造改革特別区域計画を実施することによって、高度 ICT 人材の育成を支援すると共にそれに至る環境を整備することによって、もともと有している技術的・集積的アドバンテージをさらに伸ばし、高度 ICT 人材の排出、活用、雇用に結びつけることが期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市が目標とする高度 ICT 人材を育成するためには段階的に ICT 人材の育成を実施する必要があり、本計画を実施することにより、高度 ICT 人材となり得る人材の裾野の拡大が可能である。

具体的には情報処理技術者試験の中で初級レベルに位置づけられる初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業に係る特例措置を講ずる。

北海道は情報処理技術者試験において受験者数の 76%が初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験で、全国平均が 68%であることから全国に比べ初級の情報処理技術者試験のニーズが高いといえるが、合格者数は全都道府県中 9 位であり人口の規模からいってこの結果は決して高いものではない。

高度 ICT 人材を多数創出するためにはその裾野を広げる必要があることから、初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験を、より受験しやすい環境を整え、初級の情報処理技術者試験の合格数を増やすことによって、次のステップを目指す高度 ICT 人材予備軍を輩出させ、これら人材を段階的に育成し、高度 ICT 人材へと結びつけることによって、市内 IT 企業に技術的・経済的付加価値を付けることが期待できる。

## 8 特定事業の名称

該当番号	事業名
1131 ( 1143 、 1145 )	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 ( 1144 )	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を 免除する講座開設事業
---------------	--------------------------------------

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

( 1 ) 札幌エレクトロニクスセンター運営管理事業

エレクトロニクス関連企業に良好な研究開発環境を提供する「技術開発室」に加え、海外企業の進出を支援する「海外企業進出サポートルーム」や海外企業等とテレビ会議やプレゼンテーションをリアルタイムで行える「ビジネスコミュニケーションスペース」等海外企業との連携を支援するスペースを設置したほか、サポートバレー販路拡大モデル事業等の自主事業を実施する。

( 2 ) IT人材雇用プログラム（札幌市）

厚生労働省が推進する「地域提案型雇用創造促進事業」を札幌市・札幌商工会議所で構成されるさっぽろ雇用創造事業推進協議会が主体となって実施し、その取り組みの一環として、マイクロソフト、日本オラクルが研修を担当し ICT 人材を育成し、それら人材を市内地場企業への雇用に結びつける。

( 3 ) IT 関連人材育成拠点の整備（札幌市）

札幌市における IT 産業振興の強化策として、即戦力となる高度 ICT 人材の育成、アジアの IT 企業との連携と札幌進出の拠点整備に向けた取り組みを進める。

1132 ( 1144 ) 1146 )	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を 免除する講座開設事業
-------------------------	--------------------------------------

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

( 1 ) IT人材雇用プログラム（さっぽろ雇用創造事業推進協議会）

厚生労働省が推進する「地域提案型雇用創造促進事業」を札幌市・札幌商工会議所で構成されるさっぽろ雇用創造事業推進協議会が主体となって実施し、その取り組みの一環として、マイクロソフト、日本オラクルが研修を担当し ICT 人材を育成し、それら人材を市内地場企業への雇用に結びつける。

( 2 ) IT 関連人材育成拠点の整備（札幌市）

札幌市における IT 産業振興の強化策として、即戦力となる高度 ICT 人材の育成、アジアの IT 企業との連携と札幌進出の拠点整備に向けた取り組みを進めることによって、高付加価値型受託システムの確立を図る。

( 3 ) 札幌エレクトロニクスセンター運営管理事業（札幌市）

エレクトロニクス関連企業に良好な研究開発環境を提供する「技術開発室」に加え、海外企業の進出を支援する「海外企業進出サポートルーム」や海外企業等とテレビ会議やプレゼンテーションをリアルタイムで行える「ビジネスコミュニケーションスペース」等海外企業との連携を支援するスペースを設置したほか、サポートバレー販路拡大モデル事業

(4) 知的クラスター創成事業の推進（北海道、札幌市）

研究機関と IT 企業がもつソフトウェア・ハードウェア構築技術と使いやすいデザイン  
評価技術、形状設計・成形技術を融合させ、高速 IT 工房を構築する「IT カロツツェリア  
構想」を推進する。

(5)e シルクロード構想推進事業（札幌市）

急速な IT 産業の集積が進むアジアの各都市を結び、IT を中心とした人的な交流やビジネスの連携を進めることによって、新たなビジネスモデルの創造や企業連携の推進、新たな市場の確保などを実現し、札幌市 IT 産業の一層の発展を図る。

(6) 首都圏販路拡大モデル事業（札幌市）

札幌市内に本社のある IT 企業で下記の企業に対し東京にてプレゼンテーションの場の  
提供並びに首都圏販路拡大を実施する。

独自性、優位性のある技術や製品を持っている

ビジネスモデルが確立しており、北海道内で実績がある

首都圏進出を目指しているが、まだ、首都圏に拠点がない

等の自主事業を実施する。

(4)e シルクロード構想推進事業（札幌市）

急速な IT 産業の集積が進むアジアの各都市を結び、IT を中心とした人的な交流やビジネスの連携を進めることによって、新たなビジネスモデルの創造や企業連携の推進、新たな市場の確保などを実現し、札幌市 IT 産業の一層の発展を図る。

(5) アジア圏等経済交流促進事業（札幌市）

北京の札幌経済交流室等を中心としたアジア諸国の企業・人材（エージェンツ）を発掘し、市内企業とのビジネスマッチング機能を向上させる。

( 2 ) 構造改革特別区域計画 別紙

旧	新
<p>【別紙 1】</p> <p>1 特定事業の名称            修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業            ( <u>1131 ( 1143)</u> )</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者            ( 1 ) <u>認定講座の運営者</u>  <u>(ア) 学校法人電子開発学園 北海道情報専門学校</u>  <u>(イ) 学校法人 北海道情報学園</u>  <u>(ウ) 学校法人 桑園学園 札幌ソフトウェア専門学校</u>  <u>(平成 18 年 4 月 1 日 札幌情報未来専門学校に校名変更)</u>  <u>(エ) 学校法人吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校</u>  <u>(平成 18 年 4 月校名変更 / 現校名 : 吉田学園電子専門学校)</u>  <u>(オ) 株式会社ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社</u>  <u>(カ) 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス</u></p> <p>( 2 ) <u>一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座の場合の修了認定に係る試験の提供者</u>            日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日            計画認定の日</p>	<p>【別紙 1 - 1】</p> <p>1 特定事業の名称            修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業            ( <u>1131 ( 1143、1145)</u> )</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者            ( 1 ) <u>講座の開設者</u>            ア 学校法人 北海道情報学園 <u>札幌テクノパーク専門学校</u></p> <p>イ 株式会社 ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社            ウ 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス            エ 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校            オ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校</p> <p>( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者            日本 CIW 普及育成協議会 ( JACC )  <u>所在地 : 東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル 8F</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日            計画認定の日</p>

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座 添付書類 1～9に記載のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

別表1のとおり

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

別表1のとおり

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人 北海道情報学園

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり

イ 株式会社 ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料2のとおり

ウ 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料3のとおり

エ 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料4のとおり

オ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

初級システムアドミニストレータ講座 別添資料5のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「CIW ファンデーション」試験を受験し、

これに合格することによって認定される「CIW アソシエイト」資格を取得すること。

イ 前号に加え「4 特定事業の内容(1)」で示す講座を7割以上の出席をもって履修した後、修了認定に係る試験を受験し、JACCが定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、下記(3)の規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAが定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、当該認定講座の終了後に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における

当該民間資格の名称およびその試験科目

(ア) 資格名：「CIWアソシエイト」

(イ) 試験科目：「CIWファンデーション」

ウ 修了認定に係る試験の問題は、JACC が統一して作成したもののうち、経済産業大臣（IPA が試験事務を行う場合にあっては、IPA）の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該試験問題が、IPA の審査によって認められなかった場合は、IPA が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、JACC が行うものとする。ただし、JACC が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPA が試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIW アソシエイト

試験科目：CIW ファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール

(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 全ての履修項目を講座のみで履修する講座の場合

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受講する場合は、情

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別



報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

#### (2) 一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座の場合

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「CIW」は、米国におけるIT人材評価フレームワーク「NWCET」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「ITスキル標準」(ITSS)が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持ったIT人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および初級システムアドミニストレータ試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするも

表に掲げる当該試験に係る試験の項目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラムの実施により、本市のIT人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

のであり、これはシステムアドミニストレータのより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外においてもそのITスキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得るIT人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。

【別紙 1 - 2】

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 ( 1131 ( 1143、1145 ) )

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 講座の開設者

ア 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

イ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

サーティファイ初級システムアドミニストレータ試験対策講座 別添資料 6 のとおり

イ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

サーティファイ初級システムアドミニストレータ試験対策講座 別添資料 7 のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

( 2 ) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験（2級）」を

受験し、合格した者であって当該講座の出席(2/3以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、講座の開設者において民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、平成18年4月から実施されている初級システムアドミニストレータ講座を履修している者にとっては、サーティファイ初級システムアドミニストレータ試験対策講座の履修項目と重なっている項目のうち、履修済の項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これら有資格者に対し、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施し、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、IPAが提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。なお、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣(IPAが試験事務を行う場合にあつては、IPA)に通知するものとする。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目：情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目

1 情報の基礎理論

基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論

2 データ構造とアルゴリズム

流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法

3 ハードウェア

半導体と集積回路

プロセッサ、動作原理

メモリ、記憶媒体、補助記憶装置

入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体

コンピュータの種類と特徴

4 基本ソフトウェア

OS の種類と構成

ファイル管理、障害管理

ヒューマンインタフェース、日本語処理

ミドルウェア

5 システム構成と方式

システム構成方式、処理形態

システム性能、信頼性

応用システム

6 システム開発と運用

プログラム言語、言語処理系

EUC、EUD、ソフトウェアの利用

開発手法、設計手法、テスト手法

システムの環境整備、運用管理

7 ネットワーク技術

		プロトコルと伝送制御	
		符号化と伝送技術	
		LANとインターネット	
		電気通信サービス	
		ネットワーク性能	
		伝送媒体、通信装置	
	8 データベース技術		
		データベースモデル	
		データの分析・正規化	
		データ操作	
		データベース言語、SQLの利用	
		DBMSの機能と特徴	
		データベース制御機能(排他制御、リカバリ)	
		分散データベース	
	9 セキュリティ		
		セキュリティ対策	
		プライバシー保護	
		ガイドライン	
	10 標準化		
		データの標準化	
		標準化組織	
	11 情報化と経営		
		経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	
		情報化戦略(業務改善など)	
		財務会計(会計基準、財務諸表など)	
		管理会計(損益分岐点、原価管理など)	
		IE分析手法、管理図	
	確率と統計		

		情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
		関連法規(情報通信、知的財産権)
	12 表現能力	
		発表技法
		文書の書き方
		マルチメディアの利用
	5 当該規制の特例措置の内容	
	<p>本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の項目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラムの実施により、本市のIT人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。</p>	

【別紙 2】

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 ( 1132 ( 1144 ) )

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 認定講座の運営者

(ア) 学校法人電子開発学園 北海道情報専門学校

(イ) 学校法人 北海道情報学園

(ウ) 学校法人 桑園学園 札幌ソフトウェア専門学校

(平成 18 年 4 月 1 日 札幌情報未来専門学校に校名変更)

(エ) 学校法人吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

(平成 18 年 4 月校名変更 / 現校名 : 吉田学園電子専門学校)

(オ) 学校法人大原学園 大原簿記情報専門学校札幌校

(カ) 株式会社ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社

(キ) 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス

( 2 ) 一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座の場合の修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

【別紙 2 - 1】

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 ( 1132 ( 1144、1146 ) )

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 講座の開設者

ア 学校法人 北海道情報学園 札幌テクノパーク専門学校

イ 株式会社 ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社

ウ 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス

エ 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

オ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )

所在地 : 東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル 8 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日



#### 4 特定事業の内容

- (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
基本情報技術者講座 添付書類 1 ~ 10 に記載のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

- (2) 修了認定の基準  
別表 2 のとおり

- (3) 修了認定に係る試験の実施方法  
別表 2 のとおり

#### 4 特定事業の内容

- (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
ア 学校法人 北海道情報学園

基本情報技術者講座 別添資料 8 のとおり

- イ 株式会社 ジェイ・ジェイ・エス 北海道支社

基本情報技術者講座 別添資料 9 のとおり

- ウ 学校法人 北海道安達学園 札幌スクールオブビジネス

基本情報技術者講座 別添資料 10 のとおり

- エ 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

基本情報技術者講座 別添資料 11 のとおり

- オ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

基本情報技術者講座 別添資料 12 のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

- (2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「CIW ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIW アソシエイト」資格を取得すること。

イ 前号に加え「4 特定事業の内容(1)」で示す講座を7割以上の出席をもって履修した後、修了認定に係る試験を受験し、JACC が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、下記(3)の規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAが定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

- (3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、当該の認定講座の終了後に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特例区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、JACC が統一して作成したもののうち、経済産業

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における

当該民間資格の名称およびその試験科目

(ア) 資格名：「CIWアソシエイト」

(イ) 試験科目：「CIWファンデーション」

大臣（IPAが試験事務を行う場合にあつては、IPA）の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。ただし、当該試験問題が、IPAの審査によって認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、JACCが行うものとする。ただし、JACCが認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあつては、IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース

		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 全ての履修項目を講座のみで履修する講座の場合

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から二年以内に、基本情報技術者試験を受講する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の教科目のうち第二号に規定する情報処理システム

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の項目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び

ムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

#### (2) 一部の履修項目の履修を民間資格の取得に置き換える講座の場合

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「CIW」は、米国におけるIT人材評価フレームワーク「NWCET」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「ITスキル標準」(ITSS)が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持ったIT人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および基本情報処理技術者試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、これは基本情報処理技術者のより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外にお

第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラムの実施により、本市のIT人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

いてもそのITスキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得るIT人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。

【別紙 2 - 2】

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144、1146））

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）講座の開設者

ア 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

イ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

（2）修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人 桑園学園 札幌情報未来専門学校

サーティファイ基本情報技術者試験対策講座 別添資料 1 3 のとおり

イ 学校法人 吉田学園 吉田学園情報ビジネス専門学校

サーティファイ基本情報技術者試験対策講座 別添資料 1 4 のとおり

なお、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（2）修了認定の基準

サーティファイ基本情報技術者試験対策講座は、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部項

目合格した者であって当該講座の出席（2/3以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、当該講座の開設者において民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部項目合格した者であって、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座を履修している者にあつては、サーティファイ基本情報技術者試験対策講座の履修項目と重なっている項目のうち、履修済の項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おつて、これら有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

### （3）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、IPAの審査によって認定された問題、またはIPAが提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。なお、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあつては、IPA）に通知するものとする。

### （4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目

1 情報の基礎理論

基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論

状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語

計算量と情報量

2 データ構造とアルゴリズム

データ構造、アルゴリズムの基礎

流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法

各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率

3 ハードウェア

半導体と集積回路

プロセッサ、動作原理

メモリ、記憶媒体、補助記憶装置

入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体

コンピュータの種類と特徴

4 基本ソフトウェア

OSの種類と構成

プロセス管理、割り込み制御

主記憶管理、仮想記憶

入出力制御、ジョブ管理

ファイル管理、障害管理

ヒューマンインタフェース、日本語処理

ミドルウェア

5 システム構成と方式

システム構成方式、処理形態

システム性能、信頼性



	応用システム
6 システム開発と運用	
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システム的环境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8 データベース技術	
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	
	情報システム基盤の標準化

		データの標準化
		標準化組織
	11 情報化と経営	
		経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
		情報化戦略(業務改善など)
		IE 分析手法、管理図
		確率と統計
		最適化問題、意志決定理論
		情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
		関連法規(情報通信、知的財産権)
	<p><u>5 当該規制の特例措置の内容</u></p> <p>本特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の項目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラムの実施により、本市のIT人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。</p>	